資料２－３

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

平成 23 年 6 月 16 日

決済代行業者登録制度について
～決済代行業者登録制度が７月１日から始まります！～

決済代行業者を通じた取引における消費者トラブルの未然防止と、トラブルが発生した際に消費者が交渉する先の一つとして決済代行業者の連絡先を確保するため、消費者庁では決済代行業者の任意の「登録制度」の実証調査を開始します。

消費者庁では、昨年８月より「インターネット消費者取引研究会」において、インターネットを活用した消費者取引について総合的な検討を実施してまいりました。

そのうち、詐欺的な出会い系サイト等に関する消費者トラブルについては、多くの事例で決済代行業者を通じたクレジットカード決済手段が使われています。この現状を踏まえ、消費者トラブルの未然防止と、トラブルが発生した際に消費者の交渉先の一つとして決済代行業者の連絡先を確保するため、決済代行業者の任意の「登録制度」の運用について、実証調査を行うこととしました。

この「登録制度」は、①決済代行業者の名称・連絡先、②決済代行業者が介在する取引であること、等が分かりやすく示されることを目的としています。

実証調査は２年間を目処に行い、その調査を踏まえて消費者庁において評価・検証を行います。

実証調査は消費者庁の委託業務として、今年度は、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（以下「ＭＣＦ」）が行います。

登録の受付を２０１１年７月１日から開始し、登録された決済代行業者の情報は順次、決済代行業者登録制度専用ウェブサイトにて公開します。

ついては、ＭＣＦより当該制度の説明会を下記の要領で行います。

～記～

日時：６月２１日（火）１３：３０～（決済代行業者向け）
１５：３０～（決済代行業者以外の方向け）
場所：代々木ＳＹＤホール　http://www.syd.or.jp/hallgaiyo.htm

登録制度の概要は別紙１を、説明会の開催要領については、別紙２のＭＣＦの公表資料又は決済代行業者登録制度専用ウェブサイトをご参照ください。

決済代行業者登録制度専用ウェブサイト:http://www.kessaidaikou.jp
※消費者庁のトップページのバナーからもアクセスすることができます

（本件に関する問い合わせ先）
本プレスリリースに関する問い合わせ
消費者庁政策調整課
佐竹、岡本、川上
TEL ： 03(3507)9188

登録制度の概要・説明会・申請方法等に関する問い合わせ
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
高野、成田
TEL: 03(5468)5091

別紙1

決済代行業者登録制度の概要　（インターネット消費者取引研究会報告書抜粋）

決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組み(「登録制度」)をつくる

○　決済代行業者が介在する取引であることや決済代行業者の名称や連絡先等が、消費者や関係者にとって分かりやすく示されるよう、決済代行業者について、次のような「登録制度」を導入する。

－関係団体において、決済代行業者の「登録簿」を設ける。
－決済代行業者は「登録簿」に、自らの名称、連絡先、個々の請求の際に使用する業者名などを登録することができるものとする(「登録決済代行業者」)。
－「登録簿」を関係団体において公開するとともに、消費者庁などのウェブサイトにおいても公開する。なお、その際に、「登録決済代行業者が介在する個々の取引の適法性や適正性を保証するものではない」旨を明記する。
－登録決済代行業者は、決済代行サービスを利用する販売業者に対し、当該販売業者の個々の取引において、
　①決済代行業者を使っていること
　②当該決済代行業者が「登録簿」に登録されていること
　③当該決済代行業者の名称、連絡先
などを分かりやすく表示するよう求めるものとする。
－上記の表示が適切に履行されていない場合には、登録決済代行業者の登録を抹消するものとする。

○　登録制度は、当面の措置として、2～3年をメドに運用する。消費者庁では、登録制度の運用を支援し、評価・検証を行い、必要に応じてさらなる措置について検討を行う。

別紙２

2011年６月 16 日

報道関係者各位

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

「決済代行業者登録制度」の運営を７月に開始

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（以下 MCF）では、2011 年 7 月より「決済代行業者登録制度」（以下、当制度）の運営を開始いたします。

当制度は、パソコンおよび携帯電話等のモバイル端末からネット取引を行う場合に用いられる決済手段の１つであるクレジットカード決済について、その取引決済を代行する事業者の任意の登録制度を設け、その制度の趣旨に賛同する事業者を登録し、ネット上に事業者の情報を公開するものです。

2011 年 5 月 9 日付けで消費者庁より公告された「クレジットカードに係る決済代行業者登録制度に関する実証調査」について、MCF が受託し、その運営を行うものです。

インターネットにおける商取引は、近年非常に大きく伸長し続けているものの、インターネットを巡る消費者トラブルも数多く発生し、特に出会い系サイト等のトラブルには、消費者の取引利用が高額になり、多くの事例でクレジットカードに係る決済代行業者を通じた決済手段が使われている現状があります。ただし、消費者にはそのクレジットカードの取引がどのような契約関係で成立しているかは表面的には分かりにくい仕組みとなっております。

MCF では 2010 年から消費生活センターへの携帯電話・ネットを利用した商取引・決済の実情を解説する講演活動を行い、消費者庁が 2010 年夏から行ってきた「インターネット消費者取引研究会」にも参画するなどし、トラブルを出来る限り減少させるための協力を行って参りました。

消費者庁およびインターネット消費者取引研究会では、消費者庁にて詐欺的な出会い系サイト等に対して関係省庁と連携をして厳格な法執行を行うとともに、消費者トラブルの解決をスムーズに行うために、決済代行業者が介在する取引であることや決済代行業者の名称・連絡先等が消費者や関係者にとって分かりやすく示される制度の創設、などが提案されました。

これらを受けた当制度は、消費者トラブルの解決をスムーズに行うために、決済代行業者が介在する取引であることや決済代行業者の名称・連絡先等が消費者や関係者にとって分かりやすく示されることを目的としております。ただし、当制度は、登録を受け付けた決済代行業者の事業活動全般の適法性及び適正性や、登録を受けた決済代行業者が関与する個々の取引の適法性及び適正性を保証するものでありません。

当制度は以下の事業者を対象とし、決済代行業者の情報を掲載する登録簿を設け、登録簿をインターネットのウェブサイト上に公開します。よって、登録簿は誰でも閲覧が可能です。

【当制度の登録対象事業者】

- インターネット上の販売業者と消費者との間の取引の決済手段として、クレジットカードに係る決済代行サービスを提供する業者（電子マネー等の決済代行業者は除く）
- 国内クレジットカード会社と包括代理店契約または加盟店契約を締結している決済代行業者（販売業者がクレジットカード会社の加盟店となるための事務手続きの代行業務を行うにとどまる者を除く）
- 海外クレジットカード会社と加盟店契約と締結している決済代行業者
- 海外クレジットカード会社と加盟店契約を締結している事業者と業務提携契約等を締結している決済代行業者

登録の対象となっている決済代行業者は、任意でMCFに登録の申請を行い、申請が受理されると登録簿へ掲載されることになります。なお、当制度の運営にあたり運営委員会を設置しております。

事業者からの申請は、申請内容に事実と反する点がないと認められる場合、当該事業者を登録簿に登録するものとしますが、MCFは決済代行業者の事業活動や決済代行業者が関与する個々の取引の適法性・適正性についての審査は一切行いません。

MCFでは、当制度に関する説明会を以下の要領で実施いたしますので、併せてご案内致します。

【決済代行業者登録制度　説明会】

実施日時：2011年6月21日（火）13:30～15:00　[第1部]
2011年6月21日（火）15:30～17:00　[第2部]

場所：代々木SYDホール　（東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2）
＜SYDホール概要　http://www.syd.or.jp/hallgaiyo.htm＞

対象　：第1部 13:30～15:00　決済代行業者の方を対象とします
：第2部 15:30～17:00　消費者行政関係者、消費生活センター相談員、報道関係各社などを対象とします。

入場　：無料

受付　：第1部 13:15より会場入り口にて受付開始
第2部 15:15より会場入り口にて受付開始

※ご来場頂く場合、会場入り口にてお名刺を一枚ご用意ください。

申込：こちらのフォームよりご登録ください。https://www.mcf.to/kessaidaikou/form.html

---

【当制度のウェブサイト】

決済代行業者登録制度ウェブサイト　：　http://www. kessaidaikou.jp　（予定）

◆一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（略称：MCF）

モバイルコンテンツの活性化のため、キャリア、メーカー、コンテンツプロバイダー等の企業が参加して 1999 年に設立された業界団体である。2009 年 4 月に一般社団法人化し、現在の会員はコンテンツプロバイダーを中心に 260 社（2011 年 6 月）である。　http://www.mcf.to/

＜本リリースに関するお問い合わせ先＞

■一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

ご連絡　担当者　高野敦伸、成田智

東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル4F　〒150-0011

Tel:03-5468-5091　Fax:03-5468-1237

E-mail:info@mcf.to　URL:http://www.mcf.to/

■電話での連絡可能時間帯　10:00～19:00

＜参考:消費者庁のお問い合わせ先＞

消費者庁政策調整課

佐竹、岡本、川上

TEL：03(3507)9188